

四国医療専門学校 履修要綱

この要綱は、入学してから卒業するまでの学生の履修について、学則、その他の規程等を補足しながら特に注意しなければならない事項を規定する。

I. 学事について

1. 学年

学年については、学則第9条に規定している。

授業は、学事暦に従って行われる。

学年は、4月1日から翌年3月31日までとし、これを前期と後期の二期に分ける。

2. 学期

学期については、学則第9条に規定している。

学年の学期は、次のとおりであるが、学校長は、必要によりこれを変更することができる。

前 期： 4月1日 から 9月30日まで。

後 期： 10月1日 から 翌年 3月31日まで。

3. 休業日

休業日については、学則第10条に規定している。

本校の休業日は、次のとおりとする。

1) 土曜日、日曜日

2) 国民の祝日に関する法律に規定されている休日

3) 創立記念日(10月25日)

4) 夏・冬・春季休業日(季節休業)

学校長が必要と認めるときは、休業日であっても授業または試験を行なうことができる。

5) 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないときがある。

(1) 荒天時の対応

荒天のため、宇多津町または丸亀市に、「特別警報」「暴風警報」が午前7時00分に発令されている場合は、通学待機とし、午前10時00分においても継続されている場合は、その日は臨時休校とする。

午前10時00分までに解除された場合は、午後の授業は実施する。

(2) 授業中に、「特別警報」「暴風警報」が発令された場合や、公共交通機関(JR等)に運休等の支障が生じるような場合には、教育活動を中止し下校させることがある。

(3) 上記による対応を原則とするが、暴風警報以外の気象警報が発令された場合も含め、その状況により、学校長が別途判断することがある。

(4) 感染症等の拡大の防止対策上、必要に応じて臨時休業することがある。

4. 授業等及び時限

教育課程、単位数及び授業の方法は、学則第12条に、始業及び終業時刻については、学則第14条に、それぞれ規定している。

1) 授業は、単位制度に基づいて行なわれ、講義、演習、実習、実技、臨床実習及び臨地実習があり、他に学生が出席を求められるものに、特別講義、補習、学校行事がある。

2) 授業の質の保証及び効果的な教育が確保できる場合は、授業の形態として対面によらない授業(以下、「遠隔授業」という。)を必要に応じて行うことができる。

ただし、遠隔授業の合計時間を全体の4分の3未満とする。

3) 授業は、1時限90分を原則とし、講義、演習、実習は、1時間を45分とする。

臨床実習は、同60分とし、臨地実習は、同45分(60分)とする。

授業時間の区分は、以下のとおりである。

区 分				
時 限	I	II	III	IV
時 間	9:00 ↓ 10:30	10:40 ↓ 12:10	13:00 ↓ 14:30	14:40 ↓ 16:10

(1) 鍼灸マッサージ学科、鍼灸学科、柔道整復学科の臨床実習は、修業時間（10:40～16:10）以外及び休業日に行うことがある。

4) 休講・補習・特別講義・学校行事

(1) 休講及び時間割の変更

学校や担当教員、その他やむを得ない事情により、休講や授業時間割の変更を行うことがある。これについては、掲示板により通知する。

(2) 補習及び特別講義

授業時間が必要時間数に満たない場合には、補習を行うことがある。また、学校長が必要と認めた場合には、特別講義を行うことがある。これらについても掲示板により通知する。

(3) 球技大会、体育祭などの学校行事には、学生の健康増進、学生間の親睦のために出席が求められる。

II. 出席、補講、休学、退学、転部及び在籍期間などについて

1. 出席すべき日数

学年の学期期間で休業日以外は、出席しなければならない。

2. 授業の出席

1) 講義、演習、実習は、授業時間数の3分の2以上の出席が必要である。

2) 実技は、授業時間数の5分の4以上の出席が必要である。

3) 臨床実習及び臨地実習は、原則として必ず出席しなければならない。

(1) 鍼灸マッサージ学科及び鍼灸学科の臨床実習において、Ⅱ-5-3)のやむを得ない理由での欠課は、5分の1の範囲で認めることがある。

(2) 柔道整復学科の臨床実習は、実習時間を満たさなければならない。

(3) 理学療法学科及び作業療法学科の臨床実習において、Ⅱ-5-3)のやむを得ない理由での欠課は、5分の1の範囲で認めることがある。

(4) 看護学科の臨地実習は、実習時間を満たさなければならない。

＜看護学科の臨地実習の履修について＞

基礎看護学実習Ⅰの単位修得をしていない者は、基礎看護学実習Ⅱを履修することはできない。

基礎看護学実習Ⅱの単位修得をしていない者は、専門分野別実習を履修することはできない。

ただし、小児看護学実習Ⅰについては、この限りでない。

また、専門分野別実習の単位修得をしていない者は、統合実習を履修することはできない。

4) 臨床実習・臨地実習における、Ⅱ-5-3)のやむを得ない理由の対応は学科の判断に従うこと。

3. 授業中の心得

1) 講義・演習・実技・実習

以下の項目を遵守し、真摯な態度で授業に臨まねばならない。

(1) 学生として節度ある行動をとり、言葉遣いに注意し礼儀正しくする。

(2) 体調の急変等Ⅱ-5-3)のやむを得ない理由による早退や、教員の指示等特別な事情のない限り、教室を退出しないこと。

(3) スマートフォン等は、必ず電源を切って鞆等に入れておくこと。また、授業以外でも節度を守って使用すること。

(4) 担当教員の許可なしに、授業において写真撮影、録音、録画をしないこと。

(5) 担当教員の許可なしに、授業中に飲食をしないこと(ガムを噛むことを含む)。

(6) 私語や居眠りをしないこと。

(7) 実技・実習科目受講の際は、実技にみあった服装(白衣・ジャージ、学校指定の靴)とし、化粧、マニキュア、指輪、ピアス、ネックレスはしない。髪の染色は控え、肩に付かないよう短くまとめること。

(8) 鍼灸マッサージ学科及び鍼灸学科は、所定の道具も準備すること。

2) 臨床実習及び臨地実習

学生の学外実習が可能なのは実習施設の医療人育成への理解と指導者の熱意と患者の協力によることを十分認識して実習を行うために、以下の項目を遵守し、真摯な態度で臨まねばならない。

- (1) 実習委託先病院など取り交わした実習委託契約書及び個人情報保護協定書等の遵守事項並びに守秘義務に従って行動する。
- (2) 学生として節度ある行動をとり、言葉遣いに注意し礼儀正しくする。
- (3) 患者に不愉快な印象を与えないように配慮すること。
- (4) 時間を厳守し、自己の存在をはっきりさせ、許可なく行動しない。事故については、すみやかに報告をする。
- (5) 実習委託先病院などでの実習時間中においては、スマートフォン等情報通信機器は使用しないこと。撮影は厳禁とする。また、控室においては、実習指導者及び引率教員の指示に従うこと。
また、実習時間外でも、ルール及び節度を守って使用すること。
- (6) 実習中知り得た情報は、個人情報保護法に基づき取り扱い、他言してはならない。
- (7) 服装は清楚で、印象の良い身だしなみを心がける。化粧、マニキュア、指輪、ピアス、ネックレスはしない。髪の毛の染色は控え、肩に付かないよう短くまとめる。
- (8) 感染に注意し、また伝播者にならないよう感染予防の基本を実習委託先病院などのマニュアルにそって励行する。
- (9) 実習中の事故については、すみやかに実習指導者に報告し指示を受ける。
- (10) 臨床実習及び臨地実習の詳細については、学科毎に実習前のガイダンス時に説明する。

4. 欠席、遅刻、早退及び欠課

欠席、遅刻、早退及び欠課については、学則第 21 条に規定している。

- 1) 欠席は、1日の授業を全て休んだ場合をいう。
- 2) 遅刻は、授業開始より 30 分以内に入室した場合をいう。
- 3) 早退とは、授業時間の 60 分以上出席し退出した場合をいう。
- 4) 欠課とは、出席時間が 60 分に満たない場合をいう。
- 5) 遅刻、早退は、同一科目 2 回を以てその科目の 1 回の欠課として扱う。
- 6) 欠席、遅刻、早退及び欠課をするとき又はしたときは、それぞれの届を各学科の教務室に提出しなければならない。

5. 追実習、補講、再実習及び補習実習等

1) 追実習

Ⅱ-5-3) のやむを得ない理由により臨地実習を欠席したものは、追実習を受けることができる。

追実習を受ける者は、それぞれの届を各学科の教務室に提出し許可を得ることとする。

2) 補講、再実習及び補習実習

補講については、学則第 35 条に規定している。

- (1) 出席時間数がⅡ-5-3) のやむを得ない理由により、当該科目の定められた出席時間数に達しない者は、補講を受けなければならない。
 - ① 鍼灸マッサージ学科は、講義、演習は 3 分の 2、実技、臨床実習は 5 分の 4
 - ② 鍼灸学科は、講義、演習は 3 分の 2、実技、臨床実習は 5 分の 4
 - ③ 柔道整復学科は、講義、演習は 3 分の 2、実技は 5 分の 4、臨床実習は 5 分の 5
 - ④ 理学療法学科は、講義、演習、実習は 3 分の 2、臨床実習は 5 分の 4
 - ⑤ 作業療法学科は、講義、演習、実習は 3 分の 2、臨床実習は 5 分の 4
 - ⑥ 看護学科は、講義、演習は 3 分の 2、臨床実習は 5 分の 5
- (2) 補講の受講は、Ⅱ-5-3) のやむを得ない理由のみとし、「補講受講許可願」とその証明書等を各学科の教務室に提出し、学校長が認めた場合に限る。
- (3) 補講が認められた場合は、追試験のみ受験できる(本試験は受験不可)。
- (4) 補講料は、10,000 円 / 1 時限(90 分)とする。ただし、Ⅱ-5-3) のやむを得ない理由など、学校長が認めた場合は、補講料を減免することがある。
- (5) 臨床実習及び臨地実習の場合

① 再実習

各実習期間内で実習単位の取得が不可の者は、長期休暇等を利用して、再実習を受けることができる。

ただし、「再実習願」を各学科の教務室に提出しなければならない。実習を長期に欠席した者は、再実習に準ずる。

再実習料は、5,000 円/日とする。

② 補習実習

実習を欠席または欠課した者は、補習実習を受けることができる。

③ 再実習及び補習実習を受ける者は、再実習料を学生総合窓口へ納付すること。

3) 公認となる授業等の欠席(やむを得ない理由)は、以下とする。

対象となるやむを得ない理由	理由を証明する書類
学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)18条に規定する感染症に罹患した場合	本校発行の出席停止書類 診断書等の罹患したことを証明する書類
忌引き	会葬礼状等親族が亡くなったことが確認できる書類
裁判員制度 (裁判員又は裁判員候補者に選任された場合)	業務に従事したことを証明する書類
公共交通機関の運行停止	遅延証明書等
学生の住まいが自然災害等により損壊し欠席した場合	当該地方自治体の発行する罹災証明書

上記を「やむを得ない理由」とし、理由を確認できる書類により判断するため所属学科に提出すること。その他やむを得ない理由と判断されれば、追実習及び追試験の受験の対象となる。ただし、原則として、その事情が判明した段階で所属学科等に事前の連絡をしていなければならない。事後報告では認められない場合があるので、留意すること。

6. 忌引期間

1) 忌引は、欠課には含まれないが、それらを証明するもの(会葬礼状等)を必ず提出のこと。

提出がなされない場合は欠課とする。

2) 学生の親族等の死去に伴う忌引の期間は、下記のとおりとする。(期間は連続とし、最大の日数である)

続柄	期間	続柄	期間
配偶者	10 日	おじ・おば	1 日
父母	7 日	孫・曾祖父母	1 日
子供	7 日	配偶者父母	3 日
祖父母	3 日	配偶者祖父母	1 日
兄弟姉妹	3 日	配偶者兄弟姉妹	1 日

遠隔地の場合は、旅行日として学校長判断により、2 日以内の日数を認める場合がある。

7. 感染症等による出席停止

出席停止については、学則第23条に規定している。

下記の表に規定する感染症の場合は、出席停止とする。出席停止期間は、学校保健安全法施行規則に定める期間、医師の診断書にある期間、若しくは学校医の判断に従うものとする。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。) ※ 上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされる。
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、

	水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

<出席停止期間の基準>

- 1) 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまでの期間とする。
- 2) 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)にかかった者については、次の期間とする。
ただし、病状により学校医の他の医師において、感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
 - (1) インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
 - (2) 百日咳：特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - (3) 麻疹：解熱した後3日を経過するまで。
 - (4) 流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで。
 - (5) 風しん：発しんが消失するまで。
 - (6) 水痘：すべての発しんが痂皮化するまで。
 - (7) 咽頭結膜熱：主要症状が消退した後2日を経過するまで。
 - (8) 新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
- 3) 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎、第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という症状が見られた日の翌日を第1日として算定する。

例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合、月曜日に解熱—火曜日(解熱後1日目)—水曜日(解熱後2日目)—この間発熱がない場合—木曜日から出席可能となる。

第二種の各出席停止期間は基準であり、症状により医師の診断により判断する。

8. 休学

学生の休学については、学則第22条に規定している。

9. 復学

学生の復学については、学則第24条に規定している。

原則、復学の時期は、年度の始めとする。

10. 退学

学生の退学については、学則第25条に規定している。

11. 転学科

学生の転学科については、学則第29条に規定している。

12. 在籍期間

在籍期間については、学則第30条に規定している。

学生の在籍期間は、下記の表の年数を超えることができない。

学 科	在籍年数
鍼灸マッサージ学科、鍼灸学科、柔道整復学科	6年
理学療法学科、作業療法学科、看護学科	8年

Ⅲ. 学業成績などについて

単位の認定は、履修した科目に出席し、受験資格を得たものに対して行われる。

また、試験方法は、筆記試験が主であるが、授業科目によっては、口頭、レポート、実技などによって行われる場合もある。

1. 定期試験及びその他の試験(以下「定期試験等」という。)

試験については、学則第 32 条に規定している。

学期末の試験を定期試験といい、学期中に必要に応じて、授業科目担当教員が実施するものを含む。

- 1) 前期及び後期のなかで、随時試験を行うことがある。行った場合の評価は、定期試験等の評価に加えることができる。
- 2) 看護学科においては、定期試験ではなく、授業科目の終了の都度試験が行われる。

2. 受験資格

受験資格については、学則第 32 条に規定している。

1) 講義、実習、演習の受験資格

授業時間数の 3 分の 2 以上出席している者

2) 実技の受験資格

授業時間数の 5 分の 4 以上出席している者

3) 臨床実習及び臨地実習の成績判定資格

実習時間の 5 分の 4 以上の出席している者

※柔道整復学科、看護学科については、実習時間を満たす者

3. 追試験

追試験については、学則第 33 条に規定している。

- 1) II -5-3) のやむを得ない理由により定期試験等を欠席した者及び学科が認めた場合は、追試験を受けることができる。
その場合は 90 点を上限に採点する。
- 2) 受験料は、1 科目あたり 1,000 円とする。ただし、II -5-3) のやむを得ない理由による追試験において受験料は発生しない。
- 3) 追試験を受ける者は、「追試験受験願」を期日までに、当該学科長、学生総合窓口を経由のうえ、学校長に提出し、許可を受けなければならない。
- 4) 追試験は、基本的に 1 回限りとする。ただし、追試験においても合格しない者は、学科会議での協議により再度試験を行うことがある。

4. 再試験

再試験については、学則第 34 条に規定している。

- 1) 定期試験等の成績が合格点に達しない者は、再試験を受けることができる。その場合は、60 点を上限に採点する。
- 2) 再試験を受ける者は、別に定める受験料を添えて「再試験受験願」を期日までに、当該学科長及び学生総合窓口を経由のうえ、学校長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3) 受験料は、1 科目あたり 1,000 円とする。
- 4) 再試験は、基本的に 1 回限りとする。ただし、再試験においても合格しない者は、学科会議での協議により再度試験を行うことがある。

5. 試験にあたっての注意事項

- 1) 試験開始 5 分前には、定められた席に着席すること。
- 2) 試験開始時刻に遅刻した者は、受験することができない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れ等による場合は、遅延証明の提出を条件に、試験開始後 15 分までの遅刻を認めることがある。
- 3) 受験に際しては、必ず学生証を携行すること。万一学生証を忘れてきた場合には、試験期間中に 1 回のみ、学生総合窓口にて、仮学生証の交付を受け代替とすることができる。仮学生証は、記載期間のみ有効とする。
- 4) 机上には、筆記用具及び持ち込みの認められたもの以外は置いてはいけない。
- 5) 試験開始後、原則、試験時間の半分を経過した後に退出することができる。ただし、一度退出した者

は、再び入室できない。

- 6) 試験中に不正行為をした者は、退場を命ずる。直ちに当該学期の受験資格が与えられず、すでに受験した科目も無効とする。ただし、学外実習科目に関しては無効とする科目から除外される。
- 7) 答案用紙は必ず所定のものを用い、学年、学籍番号・氏名を記入しなければならない。答案用紙、問題用紙は持ち帰ることはできない。
- 8) 受験者が試験会場で次のような行為を行った場合、不正行為とみなされる。
 - (1) テキスト、ノート、参考書、辞書等の持ち込みが許可されている場合でも、試験時間中にそれらを他人に使用させたり、他人のものを使用したりすること。
 - (2) 筆記用具等を試験時間中に他人に使用させたり、他人のものを使用したりすること。
 - (3) 代人として受験すること及び代人を受験させること。
 - (4) 持ち込みを許可されていないテキスト、ノート、参考書、辞書等を使用したり、他人に使用させたりすること。
 - (5) あらかじめ机等に書き込んだり、又はカンニング・ペーパーその他試験に関する書き込みのある紙片・用具等を持ち込むこと。
 - (6) 他人の答案をのぞき見て写しとったり、写させたりすること。
 - (7) 試験内容に関する事項を口頭、紙片その他の手段により、他人に教えたり、教えさせたりすること。
 - (8) 電源の入ったスマートフォン等情報通信機器を机の上に置いたり、衣服のポケット等に入れて試験を受けること。(入室時には電源を切り、かばん等に入れておくこと。)
 - (9) 時計以外の機能をもつ時計(電卓機能、通信機能などの機能を備えた時計)を使用すること。
 - (10) 監督者の注意若しくは指示に従わないこと。
 - (11) その他、前各号に類する行為をすること。

6. 単位修得の認定と単位修得

試験の評価及び単位修得の認定については、学則第 32 条及び第 36 条に規定している。

- 1) 講義、実習等に必要な時間を修得しており、かつ、当該科目の成績において、60 点以上の成績を得た者には、所定の単位が与えられる。これを学校側からは、「単位修得の認定」、学生側からは、「単位修得」という。
- 2) 講義、演習、実習、実技の成績は、以下のとおりである。
 - 秀・……90 点以上
 - 優・……80 点以上 90 点未満
 - 良・……70 点以上 80 点未満
 - 可・……60 点以上 70 点未満
 - 不可・……60 点未満
- 3) 臨床実習及び臨地実習の成績評価
実習指導者の評価にもとづいて、学科内で総合的に判断し、上記(2)のように最終評価する。
※理学療法学科と作業療法学科は、実習前後の評価を臨床実習の成績評価に含めて成績評価する。
- 4) 学業成績を総合的に評価するための基準(客観的な指標方法)
 - (1) 学業成績を総合的に評価するための基準として、GPA(Grade Point Average)を用いる。
 - (2) GPA は、累積にて算定する。
 - (3) GPA の算定に当たっては、履修した各科目の評価に、GP(Grade Point) (以下「GP」という。)を割り当て、その平均を取ることとし、以下の数式により算定する。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{履修登録した GPA 対象科目の GP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{履修登録した GPA 対象科目の単位数の合計}}$$

- (4) GPA の対象科目は、学則別表(1～6)に定める授業科目のうち、成績評価で示すことのできる授業科目とする。
- (5) GP の割り当てについては、学則第 32 条第 3 項に定める試験の評価(以下「成績評価」という。)に応じて、次表に定める GP を割り当てる。

成績評価	GP
秀(90～100 点)	4
優(80～89 点)	3
良(70～79 点)	2
可(60～69 点)	1
不可(59 点以下)	0

(6) GPA は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位までを有効とする。なお、単位認定の認定科目、免除科目及び卒業要件に入らないカリキュラム以外の科目の単位は、GPA には算入しない。

5) 成績の通知

学生の成績結果は、前期、後期それぞれの成績集計後に、連帯保証人に郵送する。

IV. 進級、卒業の認定について

1. 進級の認定

進級の認定については、学則第 37 条に規定している。

進級の認定は、当該学年で履修すべき科目全ての単位を修得していることを原則とし、授業の出席状況及び受講態度等を学科会議にて総合的に判断し、学校運営会議の議を経て、学校長が決定する。

また、進級の条件に補習授業の受講や課題の提出等が附帯する場合がある。

2. 卒業の認定

卒業の認定については、学則第 38 条に規定している。

卒業の認定は、出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならないすべての科目の単位を修得していることを原則とし、学科会議にて総合的に判断し、学校運営会議の議を経て、学校長が決定する。

V. 褒賞について

学生の褒賞については、学則第 40 条に規定している。

詳細については、「四国医療専門学校表彰規程」による。

VI. 懲戒について

学生の懲戒については、学則第 41 条に規定している。

詳細については、「四国医療専門学校学生の懲戒に関する規程」による。

VII. 除籍及び復籍について

学生の除籍及び復籍については、学則第 26 条に規定している。

詳細については、「授業料その他の納付金滞納者に係る除籍及び復籍の取扱に関する規程」等による。

VIII. その他留意事項について

1. 掲示及び SNS による通知、連絡

学校からの学生への連絡は、原則として全て掲示又は SNS で通知する。

緊急の場合もありえるので、必ず朝夕の 2 回は各掲示板を見るようにしておくこと。また、掲示板の見落としに起因する責任は、学校側にはないので特に注意しておくこと。

2. 提出物

各種申請書、レポート、その他当該学科の教務室及び学生総合窓口から学生に提出物を求められたときは、必ず定められた期限内に提出しなければならない。

3. 不明な点は、当該学科教員及び学生総合窓口に問合せた上で、十分理解するように努めること。

4. 大学併修(通信教育)

大学の併修(通信教育)については、学則第 46 条に規定している。

本校では、看護学科は原則必須にて理学療法学科及び作業療法学科は任意にて、九州医療科学大学通信教育部と教育提携契約を締結している。履修方法等については、別に定める。

5. ここに定めない事項については、学校長の指示に従うものとする。

附 則

- 1 この履修要綱は、学則、その他の規程等に基づき、令和 4 年 12 月 13 日に制定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

施行後の要綱は、令和 5 年 4 月 1 日以降の入学生に適用し、令和 5 年 3 月 31 日以前の入学生については、各種届出及び申請様式以外は、なお従前の規程による。

附 則(令和 5 年 5 月 8 日一部改正)

- 1 この履修要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 22 日一部改正)

- 1 この履修要綱は、令和 5 年 8 月 22 日から施行する。

施行後の要綱は、令和 5 年 4 月 1 日在籍学生に適用する。

附 則(令和 6 年 2 月 13 日一部改正)

- 1 この履修要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

施行後の要綱は、令和 6 年 4 月 1 日在籍学生に適用する。

附 則(令和 7 年 2 月 13 日一部改正)

- 1 この履修要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

施行後の要綱は、令和 7 年 4 月 1 日在籍学生に適用する。